

# 株式会社ケー・イー・シー桑名事業所における廃棄物焼却施設建設事業に係る環境影響評価方法書に対する三重県知事意見

## (総括的事項)

- 1 環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）の作成までに、廃棄物の処理に係る関係設備の設置を計画する等の環境影響評価の項目及び手法の選定等に係る事項に新たな事情が生じた場合には、必要に応じて選定した項目及び手法を見直したうえで、追加の調査、予測及び評価を行うこと。
- 2 準備書において事業計画を示す際には、計画の熟度に応じ、具体的な施設の配置を示すこと。特に予測及び評価に関連する施設等については、排出口や音源等の発生源となる位置及び設置高さを明確に表示すること。  
また、廃棄物の保管場所、移送経路についても明確にし、それぞれの工程における粉じんの飛散、臭気の漏洩、汚水の流出等への対策を記載すること。
- 3 予測及び評価が困難である等の理由により選定されていない環境影響評価の項目についても、必要に応じて追加的な調査を実施し、事業による影響に係る実態の把握に努めること。

## (個別的事項)

### 1 大気質

- (1) 大気質の調査にあたっては、対象事業実施区域周辺の地形や道路に関する地域特性を十分考慮し、地点を選定すること。また、現況の交通量については、必要に応じて調査地点を追加し、適切に把握すること。
- (2) 焼却施設の稼働に伴う大気質への影響の予測及び評価を行うにあたっては、焼却施設の計画処理量のほか、施設の定格標準能力を勘案したうえで、影響が最大となる排出ガスの量及び濃度を設定すること。

### 2 騒音、振動及び低周波音

- (1) 騒音、振動及び低周波音の現地調査にあたっては、周辺の道路状況等を十分考慮し、地点を選定すること。また、予測及び評価を行うにあたっては、騒音等の伝搬の特性を踏まえたうえで、発生源から影響を受けるおそれがあると認められる地域を選定すること。
- (2) 低周波音については、伊勢湾岸自動車道の高架橋からの影響が大きいと预料されることから、周波数分析を実施する等、低周波音の発生源の特定ができるような調査手法について、検討すること。

### **3 水質**

- (1) 廃棄物と接触した雨水等、対象事業実施区域内で発生した汚水が系外に直接流出することがないように、適切な漏洩防止措置を実施すること。
- (2) 排出先の水質への影響を適切に把握するため、下流河川についても調査地点に追加し、予測及び評価を行うよう検討すること。

### **4 陸生動物、陸生植物及び水生生物**

現地調査において、重要種の生息・生育が確認された場合は、適切な環境保全措置の実施を検討すること。

### **5 その他**

- (1) 対象事業実施区域は海岸沿いにあることから、津波及び高潮に対する対策を十分考慮したうえで、詳細設計を行うこと。また、災害発生時における避難場所としての機能を確保する等、地域住民に配慮した事業となるよう、計画すること。
- (2) 対象事業実施区域内には、休止中の温泉井戸が存在することから、メタンガス等の漏洩による影響について、調査、予測及び評価を実施するよう検討すること。なお、環境影響評価項目として選定しない場合は、その理由を準備書に記述すること。